**資料２－14　「刑事司法制度の改革」年表**

|  |  |
| --- | --- |
| 年 月 日 | 事　　　　項 |
| 平成８．２．１  　　11．４．１    ５．15  　　　　７．27  ９．７    10. ８  11．11  12．２．１  ３．30  　　 ６．８    ８．15  11．１      12. 12  13．３．１  　　　 ４．１      ６．１    ６．12  ７. １  ７. 24    10．１  11．23  12．１  12．16  12．25  14．３．19  　　　　６．21  　　　　７．11  　　　　12．９  15．３．31  ５．14  ６．１  ７．16  ８. ７  12．９  12．18  12．22  16. ４．１  　　４．21  　　５．28  ６．２  ６．29    11. 30  12．１  　　　 12．７  17．１．１    ２．22  　４．１  　　　　６．１  　　　　６．８  ７．12    ７．15  ９．１  11. 1    12．１  12．27  18．４．１  ４．10  ５．24    ５．28    ６．２  ６．27  　　　　７．21  　　　　９．１  ９．19  　　　 10．２  　　　　12．１      19．１．26  ４．１    　　　５．30  ６．１  ６．12    ７．５  ９．２  10．１  11．１  12．１  12．26  20． ３．１  　　　 ３．３  　　　 ６．１  ６．21  　　　 ７．１    ７．８  　　11．23  　　12．１    　　12．15  　　12．22  21．５．21  　　９. 24  12．22  22．２．24  ４．27  　　　　　　　 ８．28  12．７  23. １．２  ２．11  ３．25  ３．31  ７．７  ７．14  24．４．５  ６．22  ７．20  ９．21  11．１  25．４．１  ５．28  ６．19  12. １  12．10  26．１．21  １．24  ２．７  ５．８  ５．20  ６．１  ６．11  ６．18  ９．１  ９．18 | 警察庁が被害者対策要綱を制定  被害者等通知制度の導入（検察庁）  　～事件の処理結果，公判期日，裁判結果等の通知  全国被害者支援ネットワークが「犯罪被害者の権利宣言」を公表  司法制度改革審議会設置法（平成11年法律第68号）施行  ～司法制度改革審議会を内閣に設置  刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成11年法律第138号）施行  ～証人等の安全への配慮等  被害者支援員制度の実施  犯罪被害者対策関係省庁連絡会議を内閣官房に設置  組織的犯罪処罰法（平成11年法律第136号）施行  ～マネー・ローンダリング処罰規定の新設，犯罪収益等の没収・追徴等  犯罪被害者対策関係省庁連絡会議報告書を取りまとめ  刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号）施行（一部を除く。）  ～性犯罪の告訴期間撤廃  ～申立権者の遺族への拡大，意見書・資料提出  犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）施行  刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号）一部施行  ～証人尋問の際の遮へい措置，被害者等の意見陳述  犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）施行  　～傍聴配慮義務，公判記録閲覧・謄写，刑事和解  国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（12年11月15日採択。以下  「国際組織犯罪防止条約」という。）署名  被害者等通知制度の拡充（検察庁）  　～自由刑の執行終了予定時期，受刑者釈放等の通知  少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）施行   1. 少年事件の処分等の在り方見直し～刑事処分年齢の引下げ(16歳から14歳へ)，   原則逆送制度（犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件について，刑事処分以外の措置を適当と認める場合を除き，検察官送致決定をする。），家庭裁判所による保護者への訓戒・指導等の措置等   1. 少年審判の事実認定手続の一層の適正化～裁定合議制度の導入，検察官・弁護士である付添人が関与した審理の導入，観護措置期間の延長，検察官からの抗告受理申立制度，保護処分終了後の救済手続等 2. 被害者等への配慮の充実～事件記録の閲覧･謄写，被害者等の意見聴取，審判結果等の被害者通知   刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律（平成12年法律第74号）全面施行  ～ビデオリンク  司法制度改革審議会が最終意見書を公表  ・刑事司法制度の改革  ① 刑事裁判の充実・迅速化（公判前整理手続の導入，証拠開示拡充，連日的開廷，訴訟指揮の実効性担保のための具体的措置等）  　② 公的弁護制度の整備（被疑者に対する国選弁護制度の導入等）  　③ 公訴提起の在り方（検察審査会の一定の議決に法的拘束力等）  　④ 新たな時代に対応し得る捜査・公判手続の在り方（取調べ状況の書面による記録制度等）  　⑤ 犯罪者の改善更生（制度・人的体制整備）  　⑥ 被害者等の保護（社会的支援体制整備に向けた関係機関の調整）  ・法曹（弁護士・検察官・裁判官）制度，法曹養成制度の改革  　⑦ 人的体制の充実・強化～法曹人口の大幅増員，能力向上等  　⑧ 新しい法曹養成制度～法科大学院  ・国民の司法参加  ⑨　裁判員制度の導入  犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律（平成13年法律第30号。新題名「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」）施行  ～重傷病給付金の創設等  刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第97号）施行  　～支払用カード電磁的記録に関する罪の新設  再被害防止のための被害者等に対する受刑者の釈放予定に関する通知制度の導入  ～自由刑の執行終了による釈放予定，受刑者の釈放後の帰住予定地等の通知  サイバー犯罪に関する条約（13年11月８日採択。以下「サイバー犯罪条約」という。）署名  司法制度改革推進法（平成13年法律第119号）施行  ～司法制度改革推進本部を内閣に設置  （日本について）テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約発効  刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号）施行  　～危険運転致死傷罪の新設  司法制度改革推進計画を閣議決定  犯罪人引渡しに関する日本国と大韓民国との間の条約発効  （日本について）テロリズムに関する資金供与の防止に関する国際条約発効  国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路，海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書（12年11月15日採択。以下「密入国議定書」という。）及び人（特に女性及び児童）の取引を防止し，抑止し及び処罰するための議定書（12年11月15日採択。以下「人身取引議定  書」という。）署名  行刑改革会議の設置  国際組織犯罪防止条約の締結を国会承認  （日本について）刑を言い渡された者の移送に関する条約発効  裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）公布・施行  ～第一審訴訟手続を２年以内のできるだけ短い期間内に終局させることを目標に充実した諸手続の実施，最高裁による検証等  刑法の一部を改正する法律（平成15年法律第122号）施行  　～国民以外の者の国外犯規定の新設  腐敗の防止に関する国際連合条約（15年10月31日採択。以下「国連腐敗防止条約」という。）署名  犯罪対策閣僚会議が「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」策定  ① 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止  　② 社会全体で取り組む少年犯罪の抑止  　③ 国境を越える脅威への対応  　④ 組織犯罪等からの経済，社会の防護  　⑤ 治安回復のための基盤整備  行刑改革会議提言「国民に理解され，支えられる刑務所へ」  ① 受刑者の人間性を尊重し，真の改善更生及び社会復帰を図るための諸改革  　② 刑務官の過重な負担を軽減するための諸改革  　③ 国民に開かれた行刑を実現するための諸改革  取調べの書面による記録制度の導入  サイバー犯罪条約の締結を国会承認  刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成16年法律第62号。以下「刑訴法等改正法」という。)公布  ～公判の連日的開廷，公判前整理手続等の導入，即決裁判手続の創設，国選弁護人制度の整備，検察審査会の機能強化  裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）公布  ～裁判員制度  総合法律支援法（平成16年法律第74号）公布・施行（一部を除く。）  国際捜査共助法及び組織的犯罪処罰法の一部を改正する法律（平成16年法律第89号）施行  司法制度改革推進本部設置期限満了  司法制度改革推進室を内閣官房に設置  「人身取引対策行動計画」策定  刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）施行  　～有期刑の法定刑・処断刑の上限の引上げ，強盗致傷罪等の刑の変更，集団強姦罪等の新設等  法務省における再犯防止のための緊急的対策発表  犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）施行  警察庁への子どもを対象とする暴力的性犯罪者に係る受刑者の出所情報提供制度開始  密入国議定書及び人身取引議定書の締結を国会承認  刑法等の一部を改正する法律（平成17年法律第66号）施行  　～人身売買罪の新設  心神喪失者等医療観察法（平成15年法律第110号）施行  警察庁への凶悪重大事犯者等に係る受刑者の出所情報提供制度開始  刑訴法等改正法(平成16年法律第62号)一部施行  ～公判前整理手続  所在不明となった仮出獄者及び保護観察付執行猶予者の所在調査に関する警察への協力依頼制度開始  犯罪被害者等基本法に従い犯罪被害者等基本計画が閣議決定  犯罪被害者等給付金制度の要件緩和  ～重傷病給付金に係る支給要件の緩和，支給対象期間の延長，親族間犯罪に係る支給制限の緩和  日本司法支援センター（愛称「法テラス」）設立  刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号。以下「受刑者処遇法」という。)施行  ～行刑運営の透明性の確保，受刑者の権利義務・職員の権限の明確化，受刑者の社会復帰に向けた処遇の充実，受刑者の生活水準の確保，外部交通の保障・拡充，不服申立制度の整備等  刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）施行  　～窃盗罪・公務執行妨害罪等に罰金刑を新設，略式命令の限度額の引上げ等  国連腐敗防止条約の締結を国会承認  更生保護のあり方を考える有識者会議が報告書「更生保護制度改革の提言－安全・安心の国づくり，地域づくりを目指して－」を法務大臣に提出  刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約発効  全国の保護観察所において性犯罪者処遇プログラム開始  執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律（平成18年法律第15号）施行  刑訴法等改正法（平成16年法律第62号）一部施行  ～即決裁判手続，被疑者国選弁護人制度（適用対象：死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役・禁錮に当たる事件で勾留等されている者）開始  法テラスが業務開始  組織的犯罪処罰法の一部を改正する法律（平成18年法律第86号）・犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）施行  　～被害回復給付金制度（一定の場合に犯罪被害財産の没収・追徴を可能とし，これを用いて被害者等に被害回復給付金を支払う。）  刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約発効  犯罪収益移転防止法（平成19年法律第22号）施行（一部を除く。）  PFI手法を活用した刑事施設の整備・運営事業の第１号事業として，山口県美祢市において「美祢社会復帰促進センター」が運営開始  裁判員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第60号）公布（裁判員法の改正に係る部分は同日施行）  　～部分判決制度の創設等  受刑者処遇法の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）施行  　①　留置施設及び海上保安留置施設の基本及び管理運営に関する事項についての規定の整備   1. 受刑者以外の被収容者について権利義務の明確化，生活水準の保障，外部交通の保障・拡充，不服申立制度の整備等 2. 受刑者処遇法の題名を「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改称   刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）施行  　～自動車運転過失致死傷罪の新設  裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第７号）  公布  ～裁判員選任の具体的手続や日当等  （日本について）核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約発効  （日本について）国際刑事裁判所に関するローマ規程発効  少年法等の一部を改正する法律（平成19年法律第68号）施行  ①　触法少年の調査手続の整備  　②　少年院収容年齢の引下げ（おおむね12歳以上）  　③　保護観察指導強化のための措置等の整備  　④　職権による国選付添人制度  更生保護法（平成19年法律第88号）一部施行  ～犯罪被害者等施策関係（仮釈放等審理において被害者等の意見等を聴取する制度等を導入）  被害者等通知制度の拡充（法務省）  　～有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項を通知  犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）一部施行  ①　被害者の氏名等の情報の保護  ②　被害者等による記録の閲覧・謄写の拡充  犯罪収益移転防止法（平成19年法律第22号）全面施行  未決拘禁者と弁護人等との電話による外部交通の試行開始  更生保護法（平成19年法律第88号）全面施行   1. 遵守事項の整理・充実 2. 保護観察の実施状況に応じて特別遵守事項の変更 3. 受刑者等の社会復帰のための生活環境の調整の充実   犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）施行  犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第15号。新題名「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」）施行  　① 休業損害を考慮した重傷病給付金の額の加算等  ②　犯罪被害者等の支援を目的とする民間団体の自主的な活動の促進を図るための措置等  　③　目的に犯罪被害者等の支援を追加  少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）一部施行  　～被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大  刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約発効  犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）全面施行  ①　被害者参加  ②　損害賠償請求について刑事手続の成果の利用  犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成20年法律第19号）施行  　～国選被害者参加弁護士制度  少年法の一部を改正する法律（平成20年法律第71号）全面施行  ①　被害者等による少年審判傍聴制度  ②　被害者等に対する少年審判状況説明制度  ③　被害者等による記録の閲覧・謄写範囲の拡大  ④　家庭裁判所の一部成人事件の専属管轄廃止  犯罪対策閣僚会議が「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」策定   1. 身近な犯罪に強い社会の構築 2. 犯罪者を生まない社会の構築 3. 国際化への対応 4. 犯罪組織等反社会的勢力への対策 5. 安全なサイバー空間の構築 6. テロの脅威等への対処 7. 治安再生のための基盤整備   裁判員法（平成16年法律第63号）全面施行  ～裁判員制度開始  刑訴法等改正法（平成16年法律第62号）全面施行  ～被疑者国選弁護人制度の拡大（適用対象：死刑又は無期若しくは長期３年を超える懲役・禁錮に当たる事件で勾留等されている者），検察審査会法改正規定（検察審査会の機能強化）  刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定発効  「人身取引対策行動計画2009」策定  法制審議会が刑の一部執行猶予制度及び社会貢献活動を特別遵守事項とする制度の導入を法務大臣に答申  刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成22年法律第26号）施行  　～刑の時効の改正，人を死亡させた罪の公訴時効の改正  刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約発効  少年矯正を考える有識者会議が提言「社会に開かれ，信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ」を法務大臣に提出  刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合（ＥＵ）との間の協定発効  刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約発効  第２次犯罪被害者等基本計画が閣議決定  検察の在り方検討会議が提言「検察の再生に向けて」を法務大臣に提出  警察庁が犯罪被害者支援要綱を制定  情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）一部施行  　～不正指令電磁的記録に関する罪の新設等  法務省が検察の再生に向けての取組みとして「検察改革の進捗状況」を公表  情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）一部施行  　～手続法整備に係る部分  犯罪対策閣僚会議が「再犯防止に向けた総合対策」を策定  死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）施行  （日本について）サイバー犯罪条約発効  犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）施行  犯罪対策閣僚会議が「犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について」を決定  刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）公布   1. 刑の一部執行猶予制度の新設等 2. 更生保護法の改正による社会貢献活動に関する規定の整備   犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）施行   1. 被害者参加人に対し国が被害者参加旅費等を支給する制度の創設 2. 裁判所に対する国選被害者参加弁護士の選定の請求に係る資力要件の緩和   道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）一部施行   1. 悪質・危険運転者対策の推進に関する規定の整備 2. 自転車利用者対策の推進に関する規定の整備   「「世界一安全な日本」創造戦略」が閣議決定  矯正医療の在り方に関する有識者検討会が「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」を法務大臣に提出  刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約署名  重大な犯罪を防止し，及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定署名  少年法の一部を改正する法律（平成26年法律第23号）一部施行  　～少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し  自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）施行  ～悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則の創設等  道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）一部施行  　～一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備  少年院法（平成26年法律第58号）及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）公布   1. 矯正教育の基本的制度の法定化，少年鑑別所の機能の強化等 2. 少年の権利義務・職員の権限の明確化，不服申立制度の整備等 3. 視察委員会の設置など施設運営の透明性の確保   少年法の一部を改正する法律（平成26年法律第23号）全面施行  ～家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大  道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）一部施行  　～環状交差点における車両等の交通方法の特例に関する規定の整備  法制審議会が新たな刑事司法制度の在り方について法務大臣に答申  ～取調べの録音・録画制度，捜査・公判協力型協議・合意制度，刑事免責制度等 |